

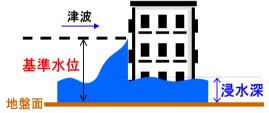
【留意事項】

【津波災害警戒区域】

- 〇 「津波災害警戒区域」は、津波防災 地域づくりに関する法律(平成23年法 律123号(以下、「法」という。))第53 条第1項に基づく区域です。
- 〇 「津波災害警戒区域」は、津波浸水 想定(法第8条第1項)を踏まえ、津波 による人的災害を防止するために警戒 避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に 基づく水位で、津波の発生時における 避難施設の避難上有効な高さ等の基準 となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に定 める水深に係る水位に建築物等への衝 突による津波の水位の上昇を考慮して 必要と認められる値を加えて定める水 位であり、地盤面からの高さ(メート ル単位)で表示しています。 (下図参照)



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形(標 高) データ」は、平成24年度時点の海 岸における3D電子地図、基盤地図情 報等をもとに作成しているため、その 後の開発に伴う地形改変に伴い、土地 の形状や地盤高が現況と異なっている 場合があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、令和元年に刊行さ れた数値地図(基盤地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物などが 現況と異なっている場合があります。

